整　備　管　理　規　程

　　　　　　　　　　年　　月　　日　制　定

　　　　　　　　　令和４年６月１日　実　施

　　　　住　　　　　所

　　　　事　業　者　名

　　　　代　　表　　者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

整　備　管　理　規　程

第　１　章　　総　則

（目　　的）

第１条　この規程は、道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第３２条第２

　項の規定に基づき、事業用自動車の安全運行を維持するために必要な点検整備の内

　容と、これを確実に行わせる任にある整備管理者の職務権限等について定め、もっ

　て車両の安全性の確保および環境の保全ならびに整備についての技術の向上を図り、

　あわせて車両等の経済的運用を図ることを目的とする。

（整備管理の組織）

第２条　整備管理の組織は、次の通りとする。

　(1)　整備管理者は、事業者または担当役員（以下「事業者」という。）の指示によ

　　り整備管理業務全般について処理するものとする。

　(2)　事業者は整備管理について、整備管理者および補助者を指導監督する。

　(3)　補助者は、整備管理者の指示により整備管理者業務を補佐する。ただし、整備

　　管理者不在のときは、この規程に定める職務を実施する。

（整備管理者等の選任等）

第３条　整備管理者は、規則第３１条の４に定められた資格要件を備えたもののうち

　から、事業者の辞令をもって任命するものとする。

２　事業者は、整備管理者を道路運送車両法（以下「法」という。）第５２条に基づき

　選任したときおよびその選任に係る整備管理者に変更があったときは１５日以内に

　運輸局長に届出るものとする。

３　事業者は、補助者を選任する場合には整備管理者と同等またはこれに準じた知識

　および能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者または研

　修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから、事業者が任命するも

　のとする。なお、補助者を選任した場合にあっても、車両の整備管理に関する責任

　は整備管理者自身が有するものとする。

４　整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なくその氏名等、

　所属および補助する職務の範囲等について、別紙に記載するものとする。これは補

　助者の変更または解任があった場合も同様とする。

５　選任した整備管理者および補助者、その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等

　を事業所内の見易いところに掲示して、全従業員に周知を図るものとする。

第２章　権限および職務

（整備管理者の権限）

第４条　整備管理者は、規則第３２条第１項各号に掲げる権限を有するほか、本規程

　に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

（整備管理者の職務）

第５条　整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

　(1)　法第４７条の２第１項および第２項に規定する日常点検の実施方法を定め、そ

　　れを実施することまたは運転者に実施させること。

　(2)　日常点検の結果に基づいて、当該自動車の運行の可否を決定すること。

　(3)　法第４８条第１項に規定する定期点検の実施方法を定め、それを実施すること

　　または整備工場等に実施させること。

　(4)　日常点検および定期点検のほか、随時必要な点検を実施することまたは整備工

　　場等に実施させること。

　(5)　第１号、第３号または前号の点検の結果必要な整備を実施することまたは整備

　　工場等に実施させること。

　(6)　定期点検整備および前号の実施計画を定め実施すること。

　(7)　法第４９条第１項の点検記録簿その他の点検および整備に関する記録簿を管

　　理すること。

　(8)　自動車車庫を管理すること。

　(9)　前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、ま

　　たは監督すること。

（車両管理の範囲）

第６条　整備管理者は、選任された使用の本拠地において使用する全ての自動車につ

　いて前条の職務を遂行するものとする。

（補助者の権限）

第７条　補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管

　理者が不在のときは、運行の可否の決定および日常点検の実施の指導監督等、日常

　点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。

（補助者の職務）

第８条　補助者が前項の職務を行うに当たり、疑義を生じた場合または故障若しくは

　事故が発生した場合、その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と

　連絡をとり、その指示に従うものとする。

２　整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は当該職務の実

　施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。

３　前項の場合において、補助者がその職務を終了して整備管理者に引き継ぐときに

　は、整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。

（補助者との連携等）

第９条　整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接な連携をとるものとす

　る。

２　整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合

　には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくも

　のとする。

３　前項の場合において、整備管理者は補助者に対して職務の実施結果について報告

　を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記

　録・保存するものとする。

（運行管理者との連携等）

第１０条　整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、

　定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。

２　整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をと

　るものとする。

３　整備管理者は、車両管理状況について、毎月１回以上事業者に報告するものとす

　る。

（整備管理規程の改廃）

第１１条　整備管理者は、本規程の改正または廃止をするときには、事業者と十分調

　整するものとする。

第３章　車両の安全確保および環境の保全

（日常点検）

第１２条　整備管理者は、事業用自動車の安全確保および環境保全等を図るため、乗

　務する運転者に対しその運行の開始前に、自動車点検基準に基づき、日常点検を確

　実に実施させなければならない。

（日常点検の実施の徹底）

第１３条　整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため点検箇所、点検の内容、

　点検の方法等について運転者に周知徹底を図らなければならない。

（日常点検結果の報告等）

第１４条　整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対し、その結果を所定の日常

　点検表に記入させ整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自

　らが実施した場合には、整備管理者はその結果を日常点検表に記入しなければなら

　ない。

（日常点検の結果の確認）

第１５条　整備管理者は、運転者の実施した日常点検の結果について、日常点検表に

　より確認し、運行の可否を決定しなければならない。万一、車両の安全運行に支障

　をきたす不良箇所があったときは、直ちに運行管理者と連絡をとるとともに整備を

　行わせる等適切な措置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはな

　らないものとする。

（定期点検整備）

第１６条　整備管理者は、事業用自動車の安全運行の確保と環境保全等を図るため定

　期点検整備計画を定め、これを確実に実施しなければならない。

２　定期点検整備とは、法第４８条に定めるものとする。

　なお、車両の使用状態等により整備管理者が必要と認めたときは、適宜、点検整備

　を実施するものとする。

３　外注修理を行う場合は、あらかじめ作成した所定の外注修理伝票に依頼先、号車、

　整備箇所、外注修理事項等を記入し、事業者の許可を得るものとする。

（冬用タイヤの点検整備）

第１７条　整備管理者は、雪道を走行する可能性のある場合において、日常点検の際

　に冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの

　点検整備を実施するものとする。

（点検整備の記録および保管管理）

第１８条　点検整備の実施結果は、点検整備記録簿、日常点検記録表等に所定の事項

　を記入し、一年間保管管理するものとする。

２　点検整備記録簿は、当該車両に備え置き、併せてその写しを営業所において保存

　するものとする。

（臨時整備）

第１９条　整備管理者は、点検整備を確実に実施させ、臨時整備をなくすよう努めな

　ければならない。

　　やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、車両の使用

　年数、走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努める

　ものとする。

（特定整備）

第２０条　整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、施行規則第３条で定める整備に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者に作業を依頼するものとする。

（大型車の車輪脱落事故防止措置）※車両総重量８トン以上又は乗車定員３０人以上

　に該当する自動車を使用する場合に限る）

第２１条　整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を実施する場合には、日程

　及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。

２　整備管理者は運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナッ

　ト、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。

３　整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果

　をタイヤ交換作業管理表（別紙３－１）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表

　（別紙３－２）に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。

４　整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ交換

　作業管理表（別紙３－１）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙３－２）

　に記入するものとする。

５　整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した大型車について、５０ｋｍ～１００ｋ

　ｍ走行後のホイール・ナットの増し締めを運転者及び整備要員に実施させ、タイヤ

　交換作業管理表（別紙３－１）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙３－２）に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。

（車両故障事故）

第２２条　整備管理者は、車両故障に関係する事故が発生した場合は、運行管理者と

　連絡をとり適切な措置を講じ、原因の究明にあたるものとする。

２　整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第２条各

　号に該当する事故であって、車両故障に関する事故が発生した場合には、事業者へ

　報告するものとし、事業者は事故の発生から３０日以内に所定の事故報告書により

　最寄りの運輸支局等を経由して国土交通省に報告しなければならない。

（車両成績の把握）

第２３条　整備管理者は、各車両の使用年数、走行距離、燃料消費率、油脂消費率、

　部品費、修理費用、稼働率等を把握し、これらを活用して車両の経済的使用と性能

　の維持向上に努めるものとする。また、保有車両について、不正改造等により保安

　基準違反となっていないかどうか等車両状態の把握に努め、保安基準違反となって

　いる場合には、速やかに適切な点検整備を実施することとする。

（適正車種の選定、車両代替時期の把握等）

第２４条　整備管理者は、各車両の使用成績等の把握により、それぞれの使用条件に

　適合した車種型式について検討し、その選択および合理的な車両の代替時期につい

　て事業者に助言するものとする。

（燃料油脂、その他資材の管理）

第２５条　整備管理者は、燃料、油脂の品質、数量の管理を行い、消費の節減に努め

　るものとする。

２　部品、タイヤ、その他の資材について、品質、数量を適切に管理し合理的な運用

　を図るものとする。

（点検設備等の管理）

第２６条　整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設設備および自動車の保管場所

　の管理を行わなければならない。

第４章　指　導　教　育

（整備管理者の研修）

第２７条　整備管理者は、運輸局長から研修を行う旨の通知をうけたときは、当該研

　修を受けなければならない。

（補助者の指導教育）

第２８条　整備管理者は、補助者に対して下表のとおり指導教育を行い、その能力の

　維持向上に努めるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 指導教育を行うとき | 指　導　教　育　の　内　容 |
| 補助者を選任するとき | ・整備管理規程の内容・整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資　格要件を満足する者以外が対象） |
| 整備管理者選任後研修を受講したとき | ・整備管理者選任後研修の内容（他の営業所にお　いて、整備管理者として選任されている者以外　が対象） |
| 整備管理規程を改正したとき | ・改正後の整備管理規程の内容 |
| 行政から情報提供を受けたとき、その他必要なとき | ・行政から提供された情報等、必要に応じた内容 |

（従業員の指導教育）

第２９条　整備管理者は、点検整備等整備管理者の職務に関する事項について、その

　周知徹底と知識の向上を図るため整備員、運転者その他必要に応じて従業員に対し

　て指導教育を行うものとする。

附則

　　この規程は、令和　　年　　月　　日から実施する。

（別　紙）

令和　　年　　月　　日

整備管理者の補助者名簿

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　整備管理規程第３条第４項の整備管理者の補助者の氏名、所属および補助する職務の範囲については、下記のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名および役職名 | 所属営業所 | 補助する職務の範囲 |
|  | 営業所 | 整備管理者は不在の場合の営業所における運行可否の決定 |
|  | 営業所 | 整備管理者は不在の場合の営業所における運行可否の決定 |
|  |  |  |
|  |  |  |